

事件報告 上関「自然の権利」訴訟

上関「自然の権利」訴訟、2021年1月21日に最高裁決定が出て幕を閉じました。2008年12月2日に提訴され、10年以上にもわたって訴訟が展開されてきました。結果は門前払いでしたが、みなさまのおかげで、この間に反対運動は前進してまいりました。

裁判途中で福島第一原子力発電所事故が発生し、原子力エネルギーが人や自然に壊滅的な打撃を与えるものであること、原子力発電所なくとも日本経済は機能していくことが証明されました。事故を契機に原子力発電に対する社会の見方も一変し、私たちは上関原子力発電所についても、計画中止までもう少しのところまで追い詰めているのだらうと思います。

さて、裁判は原発のための埋立許可は違法であるから取り消せという内容です。裁判を通じて、上関原発が立地審査に適合しないことが明らかになりました。原発からわずか4kmの場所に祝島という小さな島があります。ひとたび重大な事故が発生すれば祝島住民は逃げ場を失い助かる道がありません。このような場所は立地基準を満たさず、本来違法とされるべき場所でした。このような違法があるにもかかわらず、残念ながら裁判所はこの問題に踏み込むことなく、原告には裁判を受ける資格がないとしました。

上関「自然の権利」訴訟は人間ばかりでなく、カンムリウミスズメ、スギモク(海藻)、スナメリといった動物たちも原告になりました。裁判を通じて私たちは上関の貴重な自然の価値を訴えてきました。また、豊穡の海とともに生きてきた祝島住民のみなさんの生活がいかに豊かなものであるかも訴えてきました。裁判所には届きませんでしたが、私たちの訴えは多くの人たちに届き、長期にわたる裁判であったにもかかわらず多くの人々が傍聴にこられ、私たちのニュースもマスコミやSNSを通じて全国に報じられました。

これまで上関「自然の権利」訴訟を応援していただいたみなさまに心から感謝申し上げますとともに、今後も上関の自然を守る、原発阻止に向けて弁護団一同奮闘する所存です。



カンムリウミスズメ (写真提供: 上関の自然を守る会)

(文) 上関「自然の権利」訴訟弁護団 弁護士 籠橋 隆明